

五監公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年3月28日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

農林課

4. 監査の範囲

令和5年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和6年2月26日～令和6年3月26日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合しおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

五泉市川東財産区管理会条例第9条において、毎年度の決算について管理会の同意を要することが規定されているが、議会で9月に決算認定された後、翌年2月に行われる管理会において同意を得るという運営を行っている。

管理会の同意を得た後に決算審査に付するのが正しい順序であると考えため、管理会の開催回数の追加や、書面審議による開催などを検討し、適正な管理会の運営に努められたい。

(2) 所見

農業政策において担い手の育成・確保は重要な課題である。認定農業者や女性農業者の確保と育成、地域計画の策定、新規就農者のサポートなどの取り組みについて、関係団体と連携の上、農業者のニーズの把握や課題の抽出など見直しを図りながら推進し、五泉市水田農業ビジョンで描く担い手の育成・確保構想の着実な実現に向け努められたい。